平成 28 年度大学入学者選抜(大学入試センター試験) における旧教育課程履修者に対する経過措置

平成27年3月24日和歌山大学

高等学校学習指導要領の改訂に伴う平成 28 年度大学入学者選抜(大学入試センター試験)における旧教育課程履修者に対する経過措置については、下記のとおりとします。なお本経過措置は 平成 28 年度限りの措置とします。

なお, 現時点での内容であり, 今後, 変更する可能性もありますので, 本学からの発表について ご注意願います。

(科目選択の方法)

「工業数理基礎」は、数学②において出題する「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、『簿記・会計』 及び『情報関係基礎』の 4 科目と合わせ、計 5 科目のうちから 1 科目を選択解答する。

- ※「工業数理基礎」を選択解答できる者は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)に おいて、これらの科目を履修した者(大学入学資格検定試験合格者で、これらの科目に合格 した者を含む。)及び文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了(見込み)者 に限る。
- ※「工業数理基礎」は、旧教育課程履修者のための出題科目です。新教育課程履修者は「工業 数理基礎」を選択解答できないので注意してください。

(注)

新教育課程履修者	 ① 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)に平成 25 年 4 月に入学し、平成 28 年 3 月卒業見込みの者 ② 中等教育学校の後期課程に平成 25 年 4 月に進級し、平成 28 年 3 月卒業見込みの者
旧教育課程履修者	上記以外の者 * 高等学校等卒業者,高等学校卒業程度認定試験合格者又は合格見込者,大学入学資格 検定合格者,高等専門学校第 3 学年修了者又は修了見込者,外国の学校等修了者又は 修了見込者,在外教育施設修了者又は修了見込者,及び高等学校等を平成 28 年 3 月 卒業見込みであるが,入学は平成 25 年 3 月以前の者など,上記に該当しない者

※ 「新教育課程」とは、平成 25 年 4 月 1 日から適用された高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号)に基づく教育課程及び平成 21 年 3 月 9 日文部科学省告示第 38 号の特例により定められた教育課程をいい、「旧教育課程」とは、従前の高等学校学習指導要領に基づく教育課程をいう。